目　　　　　　次

第３回大宜味村議会定例会会議録（会期日程表）　………………………………………　1

第３回大宜味村議会定例会会議録（６月25日）　…………………………………………　3

第３回大宜味村議会定例会会議録（６月26日）　…………………………………………　7

第３回大宜味村議会定例会会議録（７月１日）　…………………………………………　13

第３回大宜味村議会定例会会議録
（会期日程表）

開会　昭和60年６月25日

会期７日間

閉会　昭和60年７月１日

月　日	曜日	会議別	会議時刻	日　　程
６月25日	火	本会議	午前10時	開　会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案第47号～議案第50号 報告第１号～報告第２号 提案説明
６月26日	水	本会議	午前10時	議案第47号～議案第52号（検討） 質疑、討論、採決
６月27日	木	休　会		
６月28日	金	休　会		
６月29日	土	休　会		
６月30日	日	休　会		
７月１日	月	本会議	午前10時	一般質問 閉　会

第３回大宜味村議会定例会会議録

（第１号）昭和60年６月25日

１．開会、延会の日時

開　会（昭和60年６月25日　午前10時00分）

延　会（昭和60年６月25日　午後３時49分）

２．出席議員（14名）

１番議員	平　良　森　雄　君	８番議員	平　良　蔵　健　君
２番議員	金　城　隆　好　君	９番議員	平　良　　　実　君
３番議員	宮　城　功　光　君	10番議員	崎　山　喜　弘　君
４番議員	知　念　亀次郎　君	11番議員	山　川　正　行　君
５番議員	宮　城　長　雄　君	12番議員	前　田　貞四郎　君
６番議員	平　良　俊　政　君	13番議員	松　島　重　克　君
７番議員	宮　里　盛　順　君	14番議員	玉　城　一　昌　君

３．欠席議員（０名）

な　し

４．地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村長	新城繁正君	住民課長	稲福幸三君
助役	仲村順三君	厚生課長	崎山勝正君
教育長	平良作義君	経済建設課長	平良晋君
総務課長	稲福吉昭君	教育委員会総務課長	金城利明君
企画財政課長	古我知清君	農業委員会事務局長	照屋林克君

５．職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長	高江洲修君	係長	前田孝君

６．議事日程（第１号）

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の決定

日程第３　議案第47号　専決処分の承認を求めることについて

日程第４　議案第48号　昭和60年度大宜味村一般会計補正予算

日程第５　議案第49号　昭和60年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算

日程第６　議案第50号　昭和60年度大宜味村老人保健特別会計補正予算

日程第７　報告第１号　繰越明許費繰越計算書について

日程第８　報告第２号　専決処分の報告について

７．会議に付した事件

議事日程に同じ

○　**議長（玉城一昌君）**　只今の出席議員は14名全員であります。

よって、昭和60年第３回大宜味村議会定例会は成立いたしましたので開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第１　会議録署名議員の指名を行ないます。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第114条の規定により議長において、２番金城隆好君、３番宮城功光君を指名いたします。

日程第２　会期の決定を議題といたします。

議題検討のため休憩いたします。

休　憩（午前10時01分）

再　開（午前10時21分）

○　**議長（玉城一昌君）**　再開いたします。

おはかりいたします。

本定例会の会期は本日から７月１日までの７日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は７日間と決定いたしました。

日程第３　議案第47号から日程第８　報告第２号までを一括議題といたします。

村長の提案理由説明を求めます。

○　**村長（新城繁正君）**　議案第47号、地方税法の一部を改正する法律が昭和60年４月１日から施行されるに伴い、村税条例の一部を改正し、同日から施行する必要があるが同条例の改正について議会を招集する暇がないため地方自治法第179条第１項の規定により60年３月30日に専決処分したので報告し、承認を求めます。内容につきましては担当課から説明いたさせますのでよろしくお願いいたします。

議案第48号、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,899千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,677,195千円とする。

（朗読して説明に代える。）

内容につきましては各課長から説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

議案第49号、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ139,769千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ386,044千円とする。

（朗読して説明に代える。）

内容につきましては担当課長から説明いたさせます。

議案第50号、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ143,700千円とする。

（朗読して説明に代える。）

内容につきましては担当課長から説明いたさせます。

報告第１号、昭和59年度大宜味村一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰越したので、地方自治法施行令第146条第２項の規定により報告する。内容につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

報告第２号、地方自治法第180条第１項の規定により、議会において指定されている加入市町村等の変更について４月27日専決処分したから、同条第２項の規定によって報告します。内容につきましては担当課から説明させます。

○　議長（玉城一昌君）　休憩いたします。

休　憩（午前10時44分）

再　開（午後３時48分）

○　議長（玉城一昌君）　再開いたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延　会（午後３時49分）

第３回大宜味村議会定例会会議録

（第２号）昭和60年６月26日

１．開議、散会の日時

開　議（昭和60年６月26日　午前10時00分）

散　会（昭和60年６月26日　午後１時57分）

２．出席議員（14名）

１番議員	平　良　森　雄　君	８番議員	平　良　蔵　健　君
２番議員	金　城　隆　好　君	９番議員	平　良　　　実　君
３番議員	宮　城　功　光　君	10番議員	崎　山　喜　弘　君
４番議員	知　念　亀次郎　君	11番議員	山　川　正　行　君
５番議員	宮　城　長　雄　君	12番議員	前　田　貞四郎　君
６番議員	平　良　俊　政　君	13番議員	松　島　重　克　君
７番議員	宮　里　盛　順　君	14番議員	玉　城　一　昌　君

３．欠席議員（０名）

な　し

4．地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村長	新城繁正君	厚生課長	崎山勝正君
助役	仲村順三君	経済建設課長	平良晋君
教育長	平良作義君	教育委員会総務課長	金城利明君
総務課長	稲福吉昭君	農業委員会事務局長	照屋林克君
住民課長	稲福幸三君		

5．職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長	高江洲修君	係長	前田孝君

6．議事日程（第２号）

日程第１　議案第47号　専決処分の承認を求めることについて

日程第２　議案第48号　昭和60年度大宜味村一般会計補正予算

日程第３　議案第49号　昭和60年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算

日程第４　議案第50号　昭和60年度大宜味村老人保健特別会計補正予算

日程第５　議案第51号　大宜味村議会図書室条例

日程第６　議案第52号　大宜味村議会委員会条例の一部を改正する条例

7．会議に付した事件

議事日程に同じ

○　**議長（玉城一昌君）**　只今の出席議員は14名全員であります。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第１　議案第47号から日程第６　議案第52号までを一括議題といたします。

議題検討のため休憩いたします。

休　憩（午前10時01分）

再　開（午後１時01分）

○　**議長（玉城一昌君）**　再開いたします。

これより議案第47号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第48号の質疑に入ります。

発言を許します。

○　**７番（宮里盛順君）**　戸籍住民基本台帳費の賃金についてお伺いします。

この賃金は前任者が病気で半年間事務が停滞しているためと説明がありましたが、基本台帳法の３条第１項には常に整備しとありますが、業務遂行に支障はないかどうか。

○　**村長（新城繁正君）**　住民基本台帳は法律に基づきまして市町村の行政の大事な要件でございます。現在は辞めましたがその職員の病気休暇につきましては、あくまでやり繰りをして整備するというのが建て前でございます。

その他詳しいことにつきましては担当課長からお答えさせていただきます。

○　**７番（宮里盛順君）**　本人は新年度から辞めていますが、辞めるということを新年度前に聞いてないかどうか。

○　**村長（新城繁正君）**　一応配置もしていたわけですが、本人の意思も確かめまして新年度で退職と、後半になってから分かったわけです。

○　**７番（宮里盛順君）**　今度の機構改革によって住民課が３人も減って停滞事務があるということは、人員からしてもこれは予算措置をして早急に整理しなければいかんと思いますが、その期間内に行政事務に支障はないかどうか。

○　**住民課長（稲福幸三君）**　確かに行政上の事務にいく分かの支障はあると思います。住民課としましては職員間で調整をしながら平常業務に支障がない程度の整備は進めているわけです。それで基本台帳法の９条によります市町村間の通知が十分なされないので、そうい

う面については支障あると思います。

○　**議長（玉城一昌君）**　他に質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第49号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第50号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

休　憩（午後１時17分）

再　開（午後１時51分）

○　**議長（玉城一昌君）**　再開いたします。

これより議案第47号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第47号　専決処分の承認を求めることについて採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第48号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第48号　昭和60年度大宜味村一般会計補正予算について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。
これより議案第49号の討論に入ります。
先に反対者の発言を許します。
反対討論ありませんか。
討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより議案第49号　昭和60年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算について採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。
(挙手全員)
全員賛成であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
これより議案第50号の討論に入ります。
先に反対者の発言を許します。
反対討論ありませんか。
討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより議案第50号　昭和60年度大宜味村老人保健特別会計補正予算について採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。
(挙手全員)
全員賛成であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
おはかりいたします。
議案第51号につきましては全員発議でありますので、提案説明、質疑及び討論を省略し直ちに採決いたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
ご異議なしと認めます。
よって、提案説明、質疑及び討論を省略し直ちに採決することに決しました。
これより議案第51号大宜味村議会図書室条例について採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。
(挙手全員)
全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

おはかりいたします。

議案第52号につきましては全員発議でありますので、提案説明、質疑及び討論を省略し直ちに採決いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、提案説明、質疑及び討論を省略し直ちに採決することに決しました。

これより議案第52号　大宜味村議会委員会条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休　憩（午後１時55分）

再　開（午後１時56分）

○　議長（玉城一昌君）　再開いたします。

おはかりいたします。

議事の都合により、27日から30日までの４日間休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、27日から30日までの４日間休会することに決しました。

以上をもって本日の日程全部議了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さんでした。

散　会（午後１時57分）

第３回大宜味村議会定例会会議録

（第３号）昭和60年７月１日

１．開議、閉会の日時

開　議（昭和60年７月１日　午前10時00分）

閉　会（昭和60年７月１日　午後０時16分）

２．出席議員（14名）

１番議員	平　良　森　雄　君	８番議員	平　良　蔵　健　君
２番議員	金　城　隆　好　君	９番議員	平　良　　　実　君
３番議員	宮　城　功　光　君	10番議員	崎　山　喜　弘　君
４番議員	知　念　亀次郎　君	11番議員	山　川　正　行　君
５番議員	宮　城　長　雄　君	12番議員	前　田　貞四郎　君
６番議員	平　良　俊　政　君	13番議員	松　島　重　克　君
７番議員	宮　里　盛　順　君	14番議員	玉　城　一　昌　君

３．欠席議員（０名）

な　し

４．地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村長	新城繁正 君	企画財政課長	古我知清 君
助役	仲村順三 君	厚生課長	崎山勝正 君
収入役	金城清 君	経済建設課長	平良晋 君
教育長	平良作義 君	教育委員会総務課長	金城利明 君
総務課長	稲福吉昭 君	農業委員会事務局長	照屋林克 君

５．職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長	高江洲修 君	係長	前田孝 君

６．議事日程（第３号）

日程第１　一般質問

７．会議に付した事件

議事日程に同じ

○　**議長（玉城一昌君）**　只今の出席議員は14名全員であります。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第１　一般質問を行います。

通告順により一般質問を許します。

○　**５番（宮城長雄君）**　東、大宜味線の大保塩屋区間は漕艇競技が開催されますと現在の通学路が観覧場に変わり交通混乱が予想されますが、村は県の計画がどうなっているかお伺いします。

○　**村長（新城繁正君）**　村といたしましては取り組みが遅れているわけですが鋭意努力いたしまして、大宜味、東線の整備につきましても国体関連としての要望しているわけで今のところは60年度の県の計画としましては大保から塩屋までの歩道を800m整備しようということですが、一応全線整備をお願いしましょうということで交渉中でございます。とりあえず出発点と決勝の所は優先的に整備させようということでお願いしているところでございます。とにかく交通の渋滞がないようにということでございますが、これが整備出来ませんと一部交通の規制があるかも知れません。これは部落住民の足を奪うということではありません。国体関係の車両と屋古、田港の皆さんの足は確保しようということで、その他の通行につきましては規制するということでございます。

それから周辺整備といたしましても塩屋港湾も国体に間に合わせたかったわけですが、あの規模からいたしますと相当の金がかかるということでございますし、村が対応出来ないということもございますので、７次計の中に入れてはいるんですが出来れば７次計の中に何かの形で漕艇競技とかかわる整備をしてもらいたいと関係当局とは話し合いをしているところでございます。

○　**５番（宮城長雄君）**　現在測量杭が打たれておりますが、あれが歩道を造る場所ですか。又、うわさによるとその期間だけ封鎖してやるということも耳に入っていますがいかがなものですか。

○　**村長（新城繁正君）**　住民の足を是非確保しなければいけませんので、それから国体関係の車はステッカーを張ってやるということです。全面的な封鎖は村として考えていません。現在行なわれている杭打ちにつきましてはまだ具体的に聞いておりませんので、まだ村には具体的な協議はしておりません。

○　**５番（宮城長雄君）**　こういうものは村長は常に掌握しておかなければいけないと思います。測量されてない部分もありますが、それはいざ漕艇競技が開始されますと混乱が起る

と思いますがどうですか。

○　村長（新城繁正君）　正直な話杭打ちにつきましてまだ具体的に聞いていないんです。競技につきましては支障がないようにということで県の事務局もそのような形で進めていくという方針は持っていますので、支障はないと思います。

○　１番（平良森雄君）　大宜味喜納線は農道としてされているわけですけど、この農道の推持管理につきましては大変な労力が必要でございます。この農道の維持管理は部落の人が総動員でやるわけですが、これは村道へ認定し移行する考えはないかということでお伺いしたいわけです。

○　村長（新城繁正君）　いろいろ手続き上の問題がありまして現在はまだ村道に認定されておりませんが、なるべく早い時期に台帳の整備をして議会に認定のご提案を申し上げようということを考えております。

○　１番（平良森雄君）　現在の大宜味喜納線は村道へ移行する条件に合わないのかどうか。

○　経済建設課長（平良　晋君）　基準については問題ないと思います。

○　１番（平良森雄君）　もし、村道への認定がされて後災害があった場合はどうなるんでしょうか。

○　村長（新城繁正君）　災害の場合は農道であろうが村道であろうが問題はないわけですが、災害の前に事前に補てんをしてやっていこうというのが基本的な考え方です。

○　４番（知念亀次郎君）　後期の過疎地域振興計画によりますと、昭和60年度において塩屋小学校が入っておりますが、60年度の当初予算には入っておりません。そして喜如嘉芭蕉布共同施設が予算に見られないわけですが、この計画はペーパープランであるのか。それとも今後どのように対応されるのかお伺いします。

○　村長（新城繁正君）　取り組みが遅くて当初予算に入ってないわけですが、工芸課に対して本村の地場産業の振興に欠せないということで強い要望をしております。本定例会が終りましたら具体的な要請行動をやっていこうと考えています。県の予算でございますから次の補正に上がるかどうかはっきりした見通しはないんですが、何としてでもこれはやっていきたいと考えています。

○　教育長（平良作義君）　塩屋小学校の建築につきまして、当初予算の段階で教育庁とも話し合いを進めて是非ともということでございましたが、問題は村の対応費の問題で当初予算の中に計上することが出来ませんでした。その時期につきまして８月下旬に交付税等を確認しまして、そして９月にその問題について計画を考えようと村長とは調整してあります。

○　４番（知念亀次郎君）　県の過疎計画についてなんですけど、県の計画によりますと本村に関係する事業が饒波石山線、大工又橋、田港地区農道、水産振興の項目において増養殖

場の計画があるわけです。概算事業費として７億７千万円で最初に大宜味村、そして城辺町、下地町、上野村、多良間村となっているわけですが、60年度において本村の事業があるのかどうか。

○　村長（新城繁正君）　候補地としては間違いなくのっております。水産振興課に行きましたら一応はこういう予定はしていると、それでは上がっている地域は間違いなくやるのかと言ったら、それははっきりした答はいただいてないんです。ですが、私としては水産振興課の課長段階はお願いということでやっていますが、県としては村に具体的な協議は来てないんです。目下のところはお願いをしている段階でございます。

○　４番（知念亀次郎君）　確かに県との折衝において難かしい問題もありましょう。しかし、政治的な折衝もしなければいけないのではないかと私は感じているわけなんですけど今後どのように対応されるお考えですか。

○　村長（新城繁正君）　もとより微力の者でございますが、誠意を尽しまして本村に立地するような事業につきましては誘致をし、又、お願いをするという基本的な姿勢を持っていますので今後とも過疎地域のことにつきましては特段の努力を払うようにやっていきたいと思います。

○　３番（宮城功光君）　村発注工事の指名入札の方法についてお伺いします。先ず指名委員の構成及び規程等がありましたらその点お伺いしたいと思います。

○　助役（仲村順三君）　指名委員や入札の方法について規定の案が出来ておりまして、３日の例規審に諮って審議をし規定を制定したいと思います。

○　３番（宮城功光君）　最近発注された村工事は７件ありますが、村内業者の指名がアンバランスに指名されているわけですが、例えば７件の中にある業者は全部指名されてある業者は５件とか４件とか１件とか指名されているわけですが、何か理由があるわけですか。

○　企画財政課長（古我知　清君）　指名の権限というのは長の責任においてなされるわけですが、現在の本村の業者の能力からした場合我々自体でも実際は不安なんです。村で事業をするからには村に金を落とすということからも業者に対しても再三立派な仕事をやってくれと、村内業者全般が悪いとは言いませんが、中には今までの実績から我々が要求するだけの工事を完了してやるのが出来てないと、或いは是正命令を加えて初めて出来たとそういうことは業者の中に技術者が不足しているのではないかと、だから村内発注の事業は村内業者で安全に施工してあげるんだという気になればもう少し企業の態勢が必要でないかと思います。うわさに聞きますと村内の業者にもいろいろ問題があるような気配があります。先ず私達が懸念しておりますのは、折角村内業者を優先に発注しても事業の執行においては他の市町村の業者に任せている業者もあるわけです。これでは何のために村内業者を優先に発注し

たのか理解に苦しむわけです。村内業者に発注するのは村民の所得を上げる手段でもあるわけですので、村外業者にそれを施工させるのはやってはいけないんじゃあないかと思います。

○　３番（宮城功光君）　今回の７件の発注について業者間で不満の声が多いわけです。自分より向こうは実績が少ないのにという声があるわけです。そういう疑問が持たれるから不満として出て来ると思うんです。そういう疑問を業者に持たさないためにも業者が納得するような形でやってもらいたいということで質問しているわけですが、業者としては受注を多くしてＡクラス或いはＢクラスへ昇進したいということで一生懸命やっているわけですが、なかなかそういう指名が少なくて村内業者同志がケンカするような状況にあるわけなんですが、そういうものをもう少し検討なさって今後の指名入札を行うお考えはないものかどうかお伺いします。

○　村長（新城繁正君）　私共は業者を私意としてどうするという考え方は持っておりません。村職員が事業を執行するために余計な仕事を負わされることがあるようですが、これは業者のひとつの怠慢です。そういうことは絶対やっていかんと機会ある毎に話をしているんです。

村としてはやはり村内業者を優先しますが力のある業者に育ってもらわないと困るんです。ですから我々としては誤解を招かないように規程を作りまして委員会で十分検討して、事業によって適切な指名をしたいと思います。これまでもそうですがこれからも村内の業者を育成することには変わりませんが何でも村内の業者でなければならないという考えを持たれては私も迷惑ですから、我々が安心して発注出来るところまで努力もして欲しいというように思っています。

○　３番（宮城功光君）　次に、国、県及び土木建設関係の発注する村内の工事に対して村内業者を優先に指名入札するよう要請を行なっているかどうかお伺いします。

○　村長（新城繁正君）　私の立場からは正式に要請はしておりません。一応村内に県が発注する事業或いは国が発注する事業につきまして村内の業者も入れてくれという話はしているんです。

○　８番（平良蔵健君）　60年度予算に謝名城公民館建設の対応費として計上されているわけですが、これは補助事業をもってこなければ出来ないと思うわけですが、どのような補助事業で進めていくのかお伺いします。

○　村長（新城繁正君）　経過からいたしましてもこれは補助事業ということで計画されていると思います。それで対応費という形で計上されているわけですが、いろいろ検討しましたらこれは部落要請の事項なんですね。その当時の具体的なことは私もよく分かりませんが、おそらく補助事業を入れようということで対応費として積算されていると思います。しかし、

現段階におきまして県としても集会施設の補助事業は出来ないと担当課は説明しているようです。これはもうはっきりしているようでございます。ですから当初はどういう形で企業局が対応したのか分かりませんが、現段階では皆さんが希望した形では出来ないと、ですからこうなるとどういう形でやるのかというところに非常に頭が痛いわけです。

○　**８番（平良蔵健君）**　429㎡と要請されているわけですが、企業局と村長にはもしそういう事案が出来なければ取水はさせないとなっているわけですが、その辺についてお伺いします。

○　**村長（新城繁正君）**　58年８月21日に区長から当時の村長に文書が来ているわけです。その中に６項目ありますが上位３項目までは是非実施されるよう要請いたしますと。ただし上位３項目までの事業が取り入れられない場合は取水することに同意いたしかねますということを申し添えますということを実は文書があるわけです。ですからこれは事実なんです。これは企業局にもおそらくいっていると思います。補助事業が導入出来るのであれば我々としても是非これは約束ですから実現したいわけです。目下のところ農林水産関係では対応出来ないという返答をいただいておるので、この辺につきましては我々も企業局も部落に対して説明つけませんので、再度それにつきましては督促いたしましてやろうと考えています。

○　**８番（平良蔵健君）**　この予算に対応費はあって事業費がないというのはおかしいと思いますが、この点についてはどうなっていますか。

○　**村長（新城繁正君）**　予算に計上されておりますのは覚書きにあります事業の年度別の予算が来るわけです。それを村は受けているんです。しかし、具体的にどの事業をもってくるからこれの対応費としてやりなさいと、実際は対応費としてやっているんですが事業まではもってこないんです。ですから水基金が予定している金額を我々は受け入れているわけです。これはこの年度に執行しなければいけませんが、事の性質によりましては執行不可能なものもあるわけです。しかし一応は配分されるものですから受けて計上されているわけです。それで補助事業ということで具体的に入ってこないものですからその処理につきましては苦慮しているわけです。

　これにつきましては再確認しまして完全執行が出来るように努力したいと考えているわけです。

○　**８番（平良蔵健君）**　もし年度中で事業費の見通しが出来ない場合はこの対応費の処遇についてはどうなりますか。

○　**村長（新城繁正君）**　村に対する助成というのは枠がございますので、その枠は守っていただくと、年次的に計画したものが出来ない場合もあります。それは協議して次に延ばすことも出来ます。

○　議長（玉城一昌君）　休憩いたします。

休　憩（午前10時53分）

再　開（午前11時03分）

○　議長（玉城一昌君）　再開いたします。

質問続行いたします。

○　11番（山川正行君）　現在この立看板が村の南北にふたつ立っていますが、新聞などに非核宣言をした団体の中に大宜味村の名前が出て来ないんですね。宣伝のためにも効果のある場所に立てて、又、マスコミあたりでも取り上げて大いに宣伝すべきだと思いますが、更に力強く平和を訴えていくということからも役場前或いは塩屋橋周辺にも立てたらどうかと思いますがいかがですか。

○　村長（新城繁正君）　立看につきましても議会で指摘を受けまして我々自分達の力で何とかやっているわけですが、立看は村民の意思だということで決定して設置したわけです。現在の設置場所は適当だということで選定して設置しているわけです。我々としては立看はふたつで十分ではないかと見ているわけです。そういうことでその代わり広く県民に国民的に本村は非核宣言の村であるというピーアールは別な方法でも出来るのではないかという考えを持っていますので、この件につきましてはもう少し検討いたしまして趣旨に沿うようにやっていこうと、或いはあれはベニヤを使っていますので長くは持たないでしょうし、永久的に意思が皆さんに伝わるような形で設置する機会が近い内に来ると思いますから、その機会に今のような趣旨を踏まえて検討していきたいと考えております。

○　11番（山川正行君）　村民の中にもこの看板があるということを知らない人がいるんですよ。ですから役場あたりに立てて村民に知ってもらうとか、役場を訪ねる外部の人達が分かるようにやったらいいと思います。他の自治体でも役場の近くに立っているわけです。そういうことで本村も必要でないかと思うわけですがいかがですか。

○　村長（新城繁正君）　役場についてはその意思を表示するためにどのような形でやるかはこれから詰めますが、それはやって表示する必要はあるのではないかという話し合いはしております。具体的にはどういう形でやろうという話し合いはありませんが、とりあえず役場のことにつきましては近い内に検討いたしましてやりたいと、その他につきましては場所が適当であるかどうかにつきましては検討いたしまして、十分村民に意思が伝わるような形でやろうということです。

○　１番（平良森雄君）　60年６月11日の新聞報道によりますと夏期大会の会期も９月20日から23日と決定されたようでございます。それで各市町村それぞれに取り組んでいるようでございます。本村においても59年２月10日準備委員会を結成以来去った５月21日の実行委員

会の結成に至るまで努力はなさったようでございますけれども、この準備委員会を設置して以来事務局を設置するという問題が持ち上がりましてとうとう１年余り村民には何等動きがなく経過し、それがそのまま実行委員会に切り替ったというのが実情じゃあないかと思います。それと同時に事務局が設置されるべきでなかったかと思いますけれど実行委員会の設置後も事務局の設置をまだ聞いておりません。事務局の設置について現在どのようになっておりますか。

○　**村長（新城繁正君）**　ご心配いただいていることにつきましては申し訳ないと思います。目下のところ助役のところで事務局規程の案は出来ています。それも７月３日の例規審に諮りまして具体的に走らそうと段取りをいたしております。

○　**１番（平良森雄君）**　準備委員会当時から事務局は置くということであったと思いますが、未に規程もないというのは残念に思うわけですが、何時になれば事務局が置くようになるのか。

○　**村長（新城繁正君）**　７月３日の例規審の答申を受けて公布して７月の早い内にやりたいと思っています。

○　**１番（平良森雄君）**　事務局はどの程度のものにするのか。例えば採用してやるということなのか。

○　**村長（新城繁正君）**　事務局は設置しますが職員は増やしません。定数はこれ以上増やすことは考えておりませんが、専任は予定しています。

○　**１番（平良森雄君）**　次に専門委員は事務局の設置をして後具体的にやるというお考えですか。

○　**助役（仲村順三君）**　実行委員会規程の中に専門委員を置くということで位置づけてありますが、現在案として考えておりますのは６専門委員を考えておりまして、これから具体的に進めていくということでございまして、それも例規審で認められればそれに基づいて専門委員の構成について作業を進めていきたいという考え方を持っています。

○　**１番（平良森雄君）**　事業の具体的な取り組みについては専門委員が設置されてからにしかならないと思うわけですが、これについてはどのように取り組んでいくお考えですか。

○　**村長（新城繁正君）**　６つの部門が予定されているわけですが、ある程度の青図面は出来ておりますがそれを専門部に張り付けすればその専門部で具体的なものはやっていくという形のものです。事務局が設置されますと具体的にどんどん進めていきたいという考え方を持っているんですがね。

○　**１番（平良森雄君）**　これは私達が生を受けて最初で最後の大きな行事ではないかと思われるわけです。この際に村のピーアールにもなりますし真剣に具体的に取り組む必要があ

ると思うわけです。

現在、県の漕艇協会とタイアップして選手の強化が行なわれていますが、協会は予算面でも大変苦しい対応を強いられているわけです。そういうことで漕艇協会に何等かの形で助成が必要でないかという考えと、もう少し漕艇協会に対する選手の養成に対しても村は積極的な役割りを果すべきでないかと思うわけですけど、この辺りをお伺いします。

○　村長（新城繁正君）　協会からもいろいろ話がございます。しかし、村の立場といたしましては実行委員会をどのように機能させるかというのが当面の問題でして、協会は協会でやはり県の協会でございますからこれは県の方から何等かの形で引き出していこうという考え方です。協会の部門と村の部門は違いますのでやはりそのようにやらんといかんわけですが、ただ、事務局は職員がやっておりますので人的な面はやっているんです。金は難かしいんですが人を応援させるということはやりたいと思います。又、側面的に村民のご協力も仰ぎながらやりたいと、そういう意味で協会の方と村とは連名でもって総ての行事は進めていくという態勢はつくっていると、資金的な援助につきましてはこれから検討いたしましてなるべく県から予算を多く引き出していくという格好で進めてまいりたいと思います。

○　１番（平良森雄君）　大変すばらしい姿勢ですけど、次に常任委員会がこの規約からすると実に多いんですね。70名余りの常任委員会がおるわけです。このように多人数になると運営がどうなるかという危ぐの念を持っているわけですけど、村長はいかがお考えなんですか。

○　村長（新城繁正君）　取り組みの基本的な考え方といたしましては本当は村民的な取り組みをしようということですね。ですからこの常任委員にしましても村の機関、団体の方々は一応対象にしているんです。私としましては数の多い少ないというよりも本当は村民的な底辺まで広げていくというのが最終的なねらいですけれども、村民的な組織はなかなか難かしいのでそれに代わる組織としてやっているわけです。その態勢は最低くずしてはいかんと思うんです。

○　１番（平良森雄君）　確かにそうかも分かりませんが、これだけの多人数になりますと決定とかをやっていくには支障があるのではないかということで心配しているわけですが、それからあと一点お伺いしたいんですけど、その常任委員会の中に議員が殆んど入ってなく普通の委員にしかなってないわけです。何も我々は議員だからそれに入れろという意味ではないんですが、議員というのは各地域を代表して議会に臨んでいるわけです。そういうことから議員も入れるべきでないかと私は私なりに考えているわけです。これは議員皆さん全体の意見ではないんです。これは私の個人的意見ですがどうですか。

○　村長（新城繁正君）　常任委員は総ての機関、団体の代表という形でお願いしておりま

して、代表が入っておれば議会の意思が反映されることも考えられますので現態勢で進めていくのがいいのではないかと思います。議員は委員ですのでご協力をお願いしたいと思います。

○　４番（知念亀次郎君）　村長もご存知と思いますが、去った３月３日区民総動員で上原までの農道を整備したんですけど、軽貨物車ぐらいは通れるようにしてありますが、去った豪雨によりまして入口から30m程決壊いたしまして軽貨物車も通れない状態になっておりますが、災害復旧費が出来るのか。それとも村単独事業で出来るのかお考えをお聞かせ願います。

○　村長（新城繁正君）　この件につきましては部落から要請もございます。いろいろ検討いたしましたが、そういうたぐいのものは村内にもあっちこっちあるわけです。それでその対応について大変苦しいわけです。現在の段階ではおそらくあれは災害に適用しないでしょうし今の状態で村が単独でするということも財政的にも難かしいと、ですから要請は受けていますがしばらくは時間が必要と思います。

○　４番（知念亀次郎君）　塩屋のこの農道が一番大切な農道ではないかと私は思っているんですけど、村長はどのように考えているのか。そして何時頃出来るのか確約を得たいんですけど村長のお考えをお伺いします。

○　村長（新城繁正君）　私の現在の立場からしますと確約は難かしいですね。勿論、あの道路は村の観光開発などからいたしまして大事な道路であるということは認識しています。なるべく早く整備出来るような努力をしたいとそして実現出来るようにやっていきたいと、これだけの答弁を申し上げたいと思います。

○　11番（山川正行君）　去った過疎計画の審議の際の説明の中で現在要請している国民年金保養センターを要請して続けていくという説明がありましたが、新聞報道によりますとこの施設は南部に決定したと大きく報道されていたんですが、そうしますと過疎計画でいうところの福祉施設の実現は薄いのではないかと思いますがいかがですか。

○　村長（新城繁正君）　いわゆる中規模年金保養基地につきましてはこれまで議会のご協力もいただきまして要請を続けてきたわけでございます。現在もこの線はくずしておりませんが新聞の報道が出ておりまして、これにつきましては北部市町村長会といたしましてはけしからんということで抗議行動を起しまして目下のところ白紙になっているという状態でございます。ですからあの報道は流動的だということで望みは捨てないと、ただ問題は本村が立候補している所は条件からしますと厳しいと、これは県の参事さんが正直に言っているんです。現段階であれを撤回するというのは早過ぎる感じがいたしますので、これはしばらく置いておきまして事後策としましてその用地をどのように有効に使うかある団体と検討して

いる段階です。

○　11番（山川正行君）　望みは捨てないということですが、しかし、新聞報道から見る限りにおいて可能性が薄いと私は思うわけですが、もし、不可能となった場合は法人も含めて努力すべきでないかと思いますがいかがですか。

○　村長（新城繁正君）　そのとおりでございまして、用地がどういうものであれば国からいただけるのか用地等のことについて情報交換に入っているわけです。議会が終りますれば積極的に動きたいと思っています。

○　１番（平良森雄君）　指定金融機関については以前に議会に提出されて議決されなかったいきさつがあるわけですけれども現在本村の農協は再建整備委員会を設置して再建に向けて努力されております。本村の農協を指定金融機関として指定して農協に活力を与え、更に農協の発展に寄与出来るのではないかと思うわけですけれども、農協を指定金融機関に指定することについていかがお考えでしょうか。

○　村長（新城繁正君）　この件につきましては一度議会のご判断をいただいたことがございます。現在も指定しようという考えには変わりはありません。ただ、その時にご理解いただけなかったことにつきましては反省もしております。現在におきましてはそれにつきましての対応は十分されておりますし、又、農協から要請もあります。我々としては農協をどうするということで指定金融を考えるということよりも、公金の管理が前提でございます。そうしますと収入役の３役としての仕事も十分果せるだろうということでございますし、皆さんのご理解をいただける態勢をつくりましたら時期の検討も十分してご提案したいと考えています。

○　１番（平良森雄君）　現在の本村の公金の保管状況はどのようになっておりますか。

○　収入役（金城　清君）　歳計現金として琉銀、沖銀、沖相銀、農協に預けております。基金は農協と琉銀に預けています。歳計外現金は殆んど農協です。

○　１番（平良森雄君）　近くに指定金融がありますと、村長の説明にもありましたとおり収入役の事務的な仕事がはぶかれて３役としての仕事が出来るという説明がありました。

　そういう利点もあると思うわけです。今、大宜味村は再建でもめているようでございます。先程の総会も成立しなかったということでございますけれども、村長として大宜味村農協に対して指定金融するに十分資力とかいろんなものがやっても大丈夫だという信念がありますか。

○　村長（新城繁正君）　金融指定は農協の力の問題ではないと私は考えているんです。我々が預ける金というのは農協の経営に多少の手助けはなるかも分かりませんが、現在の態勢でも十分対応出来ると、我々が預ける金については農協は系統がございますので全く心配

はしてないわけです。その意味では今の農協でも十分対応出来ると、ただ、人的な問題で整ってないものですからそれを十分調整しましてやりましょうということです。

○　11番（山川正行君）　現在、無断使用の村有地は何件ありますかお伺いします。

○　村長（新城繁正君）　無断使用に該当するのは２件と考えているんです。

○　11番（山川正行君）　２件ということですが、では最近解決されたのがあるんですか。

○　村長（新城繁正君）　無断で使用していた所をご指摘いただいて改善せよと指示いたしまして、現在はそのとおりに解決されたのが１件あるようです。

○　11番（山川正行君）　この件については条例に沿った解決の方法でございましょうか。

○　経済建設課長（平良　晋君）　この件につきましては条例に基づきまして処理をしまして、その方にも了解を得まして、解決済みと思っています。

○　11番（山川正行君）　残りの２件の処理の経過についてお尋したいと思います。

○　助役（仲村順三君）　２件の内の１件について私の方から答弁したいと思います。

江洲移住地のかかわった土地ですが、どのような方法でこの問題の土地を措置していくかということに大変苦慮しているところですが、その当時移住地にかかわっていた頃の琉球政府の職員を役場にお呼びいたしまして、その担当官の話を以前にも議会で説明いたしましたが、再確認したところ移住地域の中に入れて移住者に対する土地の配分をやりましたと、そして今耕作している人に割り当てたのではなくして他の２人に配分した土地であると、その後いろいろ住居や土地のまとめとの関係で配分地を交換したと、琉球政府の担当官も認めた上での交換であったというお話でして、そうなってくるとこの土地はその人が勝手に村有地を無断で耕作したということを判断するのに苦慮しているところなんです。そういう経過がありましてどういうふうな方法でその土地の問題解決をするかということでございますが、この問題の解決を早目にやらなければいけない問題でございますので、これから検討を加えて議会の了解が求められれば村の公有財産の管理の面からも早目に解決していきたいと考えているところでございます。

○　11番（山川正行君）　あと１件はどうなっていますか。

○　村長（新城繁正君）　あと１件は江洲の比嘉君と喜納君の件でございます。本当にこれは頭の痛い問題でございまして申し訳ないと思っているんですが、現況は再度にわたって撤去命令を出し、これに基づいて改善をせよということでいろいろやりました。ところが複雑な問題をかかえておりましてなかなか事が運びません。我々といたしましては折角村民として夢を抱いて来た青年でございますので、非人情的に扱おうとは考えておりません。出来るだけ本人達の了解を求めてやろうということで条件等を十分研究して君達のものはだめですよという説明もしてあります。それで期限が切れたものですから一応は本人達に再告をいた

しましてそれについての回答をくれということで話し合いしまして、そうしますとやはりいろいろ問題向こうは持っています。持っていますから我々といたしましてもその話を聞きますれば、自分達も確かにこれは公式な話でなかったにしてもこれまでの経緯がございます。ですからそれも考えてあげなければいかんでしょうと、それから法律的に次元の高い話も出まして苦慮しているところですが、この解決策としまして本人達に撤去する意思があるかどうかと、そうすると個人で用地を確保するようにと一応出しましたらこういうことは自分達の力では出来ませんと、移りたいが行く所がないから村有地の中で我々が移れる所があるかということを彼等が言い出しまして、それは条例に基づいて貸せられる所もあれば貸せられない所もある。しかし、先程払い下げいたしました27林班に残っている所があります。

そこら辺に貸して問題を解決しようということで借地願いが来ているんです。借地は結構でしょうと、これは条例でも出来るということですし問題ないとそれではいくら必要かと出しなさいということで出してあります。ところがその条例の中に規定がありまして目的があるんですね。申請したら何月までに事業を始めなさいとか、そういうことにつきまして計画を出しなさいということで計画書の提出を求めているんです。それでその計画書と条例とのずれがあるものですからこれでは難かしいと、だから条例の期間内に対応出来るように考えてみなさいということで話し合いは詰めているんですけど、なかなか両人の共通理解が得られないために四苦八苦しているところでございます。

強制撤去ということになればここも法律的に勉強してかからんと難かしい問題がございますので、今その道の方々にもそのような件につきましての検討のお願いをしようと、もうここまでいかなくては長の判断では出来ないという立場まで来ているものですから、今の段階は本人達ももう少し猶予を我々もじっくり考えるという立場でやっている状況でございます。

○　11番（山川正行君）　そうしますと先程解決した１件につきましては条例に基づいて過料も取ったでしょうし作物の撤去も命じられたでしょう。そういう形で解決しながら同じ村有地の無断ということにかかわらず一方はまだ使用中ということになれば、村民の目から見て等しい村政ではないのではないかと思うわけです。過去のいきさつがいろいろあるようで難かしい問題ではあるでしょう。先程も申し上げましたように村民が等しく納得出来るような形で早い時期に解決していただきたいと思いますが、その解決は何時頃までに出来る見通しですか。

○　村長（新城繁正君）　先程、私と助役が申し上げた件につきましては難かしい問題でございます。しかし、難かしいからと言って放っておくとますます混乱を生じますので、指摘のありますように村民の公平さを欠いて村民の批判を受けるのは当たり前でございます。又、議会においても大変苦労して権限の発動もなさったわけですから、そのいきさつからしまし

ても放っておいては困るものですので村有地の適正な管理につきましては３月議会でも申し上げましたようにやりますということを私もお答え申し上げております。

それで事の経過を踏えまして、これは出来るだけ努力いたしまして、私は60年度内で何とかこれは解決しなければいかんと考えています。又、そのようにもっと早い時期に出来るように職員も全部しった激励いたしまして、又、関係者の事情も十分聞きまして対処したいと思います。この件につきましては議会の皆さんに返す返すも本当に申し訳ないと思っているわけですが、是非早目に解決したいと、この信念をお伝え申し上げたいと思っています。

○　議長（玉城一昌君）　以上をもって一般質問を終結いたします。

おはかりいたします。

会議規則第43条の規定により本議会に付議された事件の議決の結果生じた字句数字その他の整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議決の結果生じた字句数字その他の整理を議長に委任することに決しました。

これにて昭和60年第３回大宜味村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さんでした。

閉　会（午後０時16分）

地方自治法第123条第２項の規定により署名する。

大宜味村議会議長　　玉　城　一　昌

署名議員（２番）　　金　城　隆　好

署名議員（３番）　　宮　城　功　光